

静岡市商業の振興に関する条例をここに公布する。

平成23年 3月22日

静岡市長 小嶋 善吉

静岡市条例第4号

静岡市商業の振興に関する条例

静岡市は、我が国のほぼ中央に位置し、古くから政治、経済、文化及び交通の要所として、人や物が活発に行き交うことで新たな価値を創造することにより発展してきた都市であり、今日に至るまで商業活動が盛んに行われてきました。

商業は、市の主要な産業として市民の日々の消費生活や地域経済の持続的な発展を支えるとともに、地域に密着した産業として良好な地域社会の形成に寄与し、地域資源と結び付いて独自の文化を創造し、人や物の交流を促進してにぎわいを生み出すなど、市のまちづくりに大きな役割を果たしています。

しかしながら、人口の減少や高齢化の進展などによる社会経済情勢の変化により、商業を取り巻く環境も大きく変化しています。このような変化は、市民生活、地域経済、地域社会などに様々な影響を及ぼす一方で、新たな価値を創造する好機として捉えることもできます。

商業に支えられた市民の豊かな暮らしやまちの魅力を次の世代に引き継ぎ、発展させるためには、まちづくりに関わる全ての人の参画を得ながら、時代に応じた変革に努めることにより、商業の活力の更なる向上を図っていくことが必要です。

そこで、事業者等、商店街団体、地域経済団体、市民及び市が、それぞれに期待される役割を果たすとともに、共に手を携えて、地域ぐるみで商業の振興に取り組むことにより、市民生活が向上し、地域社会が持続的に発展することを目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、商業の振興に関し、基本理念を定め、事業者等、商店街団体、地域経済団体及び市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の振興を総合的に推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 市内において、小売業、サービス業その他の商業を営む個人又は法人その他

の団体及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の大規模小売店舗（以下「大型店」という。）を設置する個人又は法人をいう。

(2) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合（商業に係るものに限る。）その他商店街の活性化を目的として商業者等が組織する団体又はこれらの連合体で、市内において事業又は活動を行うものをいう。

(3) 地域経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法第70条の都道府県中小企業団体中央会又は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第51条第1項の中心市街地整備推進機構で、市内において事業を行うものをいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 商業の振興は、商業者等、商店街団体、地域経済団体、市民及び市が、まちづくりにおいて商業が果たす役割の重要性を認識し、次に掲げる事項を基本として、市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目指すものとする。

(1) 市民の生活の利便性を維持向上するとともに、良質で多様な商品及び役務が提供されることにより、豊かな市民生活が営まれること。

(2) 商業者等による事業活動が充実して商業が発展することにより、新たな投資や雇用が創出され、地域経済が活性化すること。

(3) 市が目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境が形成されることにより、市民が、心豊かに、かつ、快適に暮らすことができる良好な地域社会が形成されること。

2 商業の振興は、商業が市民生活の向上及び地域社会の発展に果たしてきた役割を尊重するとともに、社会経済情勢の変化に対応して、進んで変革に努めることにより推進するものとする。

3 商業の振興は、商業者等、商店街団体、地域経済団体、市民及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って推進するものとする。

（商業者等の責務）

第4条 商業者等は、商業の振興において自らが重要な役割を担うことを認識し、創意工夫及び自助努力により、その経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

- 2 商業者等は、常に情報の収集等を行うことにより社会経済情勢の変化を把握し、商品又は役務を提供するに当たっては、品質その他の内容の向上を図ることにより、豊かな市民生活の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 3 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、良好な商業環境の形成に取り組み、又は協力することにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
- 4 商業者等は、商店街の区域内において事業活動を行うに当たっては、商店街団体への加入その他の方法により商店街団体が行う事業又は活動に協力し、商店街の活性化に寄与するよう努めるものとする。
- 5 商業者等は、市又は地域経済団体が行う商業の振興に関する施策又は事業に協力するよう努めるものとする。
- 6 第3項に規定するもののほか、大型店を設置する商業者等は、当該店舗に期待される社会的責任の重要性を認識し、その周辺の地域の生活環境の保持のための取組を行うとともに、進んで地域社会に貢献するための活動を推進し、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
- 7 商業者等は、大型店において事業活動を行うに当たっては、前項の地域社会に貢献するための活動の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

(商店街団体の責務)

第5条 商店街団体は、その商店街が所在する地域の特性に応じて、にぎわいの創出、環境への配慮及び地域の安全確保、防災対策その他の地域活動を行うことにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

- 2 商店街団体は、その構成員が相互に連携して、商店街の活性化に努めるものとする。
- 3 商店街団体は、市又は地域経済団体が行う商業の振興に関する施策又は事業に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第6条 地域経済団体は、第3条に規定する基本理念にのっとり、その設立の目的に基づき行う事業を通じ、商業者等及び商店街団体に対する支援を行うとともに、市その他の関係機関と協力して商業の振興に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、商業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、商業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体、地域経済団体その他の関係機関との連携を図るものとする。

(市民の役割)

第8条 まちづくりの主体である市民は、商業が市のまちづくりに果たす役割について理解を深め、事業者等が提供する良質な商品及び役務並びにその提供主体である事業者等を選んで選択し、商店街団体が行う良好な地域社会の形成に寄与する活動に参画するなどして、商業の振興による市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

2 まちづくりの主体である市民は、市又は地域経済団体が行う商業の振興に関する施策又は事業について理解し、協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第9条 市長は、商業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等と整合を図りながら、商業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ第14条に規定する静岡市商業振興審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、事業者等、商店街団体、地域経済団体及び市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(事業者等の経営基盤の強化等の促進)

第10条 市は、事業者等による経営基盤の強化及び経営の革新並びに商業分野の創業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な地域社会の形成に寄与するための活動の促進)

第11条 市は、事業者等による地域社会に貢献するための活動その他の良好な地域社会の形成に寄与する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、商店街団体による市内の各地域の特性及び市民の需要に基づいた商店街の活性化及び良好な地域社会の形成に寄与する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な商業環境の形成)

第12条 市は、市が目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境が形成されるよう、市の総合計画及びまちづくりに関する計画等との整合を図りながら、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、商業の振興に資するため、商業に関する情報を収集し、商業者等、商店街団体、地域経済団体及び市民に対し提供するよう努めるものとする。

(静岡市商業振興審議会)

第14条 商業の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市商業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第9条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市の商業の振興に関する重要な事項について審議する。
- 3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験がある者
 - (2) 商業者等又は商店街団体を代表する者
 - (3) 地域経済団体を代表する者
 - (4) 市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 特別の事項を審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。